

# 西宮市テニス協会規約

## 第1章 名称 組織

第1条 本会は西宮市テニス協会と称する。

本会は西宮市体育協会に所属、加盟する。

第2条 本会は西宮市市内のアマチュアテニス団体、およびテニスを通じ西宮市民の健康増進とテニスの普及に協力、奉仕する者によって構成される。

第3条 事務局は西宮市中屋町 2-18 佐藤様方に置く。

## 第2章 目的 事業

第4条 本会はテニスの健全な普及発展を図り、市民の体育の向上と健康の増進に寄与し、加盟団体相互の親睦を図ることを目的とする。

第5条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 市内に於けるテニスの指導講習会
2. 市民大会、各種のテニス大会等の主管、主催、後援
3. その他テニスの普及、指導、研修等に関する事業
4. 兵庫県テニス協会への加盟とその各種事業への協力

## 第3章 役員

第6条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名をおくことがある
3. 理事長 1名
4. 理事（20名以内）うち若干名を常務理事とし、常務理事のうち1名を会計担当理事とする。
5. 監事 2名以内
6. 名誉顧問、顧問をおくことがある。

第7条 会長は理事会において推挙し、総会の承認を得る。

会長は会務を統括する。

第8条 副会長は理事会において推挙し、総会の承認を得る。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

第9条 理事長および常務理事は理事会で推挙し、総会の承認を得る。

理事長は会長を補佐し、会務を処理する。

常務理事は理事長を補佐し、会務の企画運営の立案、処理をする。

第10条 理事は理事会において推挙し、総会の承認を得る。

理事は会務を分掌する。

第11条 監事は総会において理事以外から選出する。

監事は財務を監査する。

第 12 条 名誉顧問、顧問は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。  
顧問は会長、副会長、理事長の諮問に応じ、本会の運営について建議する。

第 13 条 役員の任期は 2 年とする。再任を妨げない。

第 14 条 役員はすべて名誉職とする。但し、職務上の必要な経費は協会から支出する。

#### 第 4 章 会議

第 15 条 本会の決議は総会、理事会、常務理事会とする。

第 16 条 総会は会長、副会長、理事長、常務理事、監事および各加盟団体の代表者 1 名によって開催する。総会は会長、副会長または理事長が招集し、本会の予算、決算、役員を選出、その他重要な事項を審議する。総会は総数の半数以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成で決定する。  
定期総会は毎年会計年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。但し、会長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。

第 17 条 理事会は会長、副会長、理事長、常務理事、理事によって開催する。理事会は会長、副会長又は理事長が招集し、会務の詳細にわたって審議する。理事会は理事の半数以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛成で決定する。  
理事会は、原則、毎月 1 回開催する。

#### 第 5 章 会計

第 18 条 本会の経費は次に掲げるものをもって支弁する。

1. 加盟団体登録料
2. 市、公共団体より交付される補助金
3. 事業収入
4. 寄付金
5. その他

第 19 条 会計年度は 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

第 20 条 予算は会計担当理事が理事会の承認を経て定期総会に報告し、決算は会計年度終了後に監事の監査を経て定期総会に決算書を報告し、承認を得る。但し、新年度の事業継続のため、定期総会において新年度予算の承認を得るまでは会計担当理事が暫定予算を策定し、理事会の承認を得る。

#### 第 6 章 付則

第 21 条 本規約は総会の決議によって変更される。

第 22 条 必要な細則、実施要綱等は、理事会の承認を経て会長が定める。

第 23 条 本規約は昭和 50 年 6 月 14 日施行する。

平成 5 年 4 月 1 日 改定施行する。

平成 16 年 6 月 13 日 改定施行する。

平成 22 年 5 月 23 日 改定施行する。

平成 24 年 5 月 12 日 改定施行する。

平成 25 年 4 月 6 日 改定施行する。

平成 27 年 3 月 28 日 改定施行する。

平成 29 年 3 月 25 日 改定施行する

令和 5 年 3 月 24 日 改定施行する

令和 6 年 3 月 30 日 改定施行する

－ 以上 －

西宮市テニス協会事務局	〒662-0868 西宮市中屋町 2-18 (佐藤様方) ☎ 080-2505-3562
-------------	--